

●香川県告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成21年香川県告示第517号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業について、平成22年1月1日次のとおり免許した。

平成22年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成22年1月1日から平成25年12月31日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	告示中の番号	漁業権者	
		氏名又は名称	住所
区第521号	1	庵治漁業協同組合（代表） 屋島漁業協同組合	高松市庵治町6337番地1 高松市屋島西町440番地16